

医療福祉学研究科 博士後期課程 履修規則

(1) 科目履修要件

- 1) 必要修得単位数は10単位とし、特殊講義2単位、特殊演習2単位、特殊研究6単位を必修選択して履修しなければならない。
- 2) 他の研究領域の特殊講義は自由に選択して履修することができる。ただし、当該科目が開講されている場合に限る。
- 3) 他の研究領域の特殊演習および特殊研究を選択して履修することはできない。
- 4) 1) の履修科目の組合せは次表の通りである。

研究領域	授業科目	単位数	時間数	配当年次	備考
心身機能学	生体機能学特殊講義	2	30	1	必修選択
	生体機能学特殊演習	2	60	1	
	生体機能学特殊研究	6	180	1～3	
	コミュニケーション科学特殊講義	2	30	1	必修選択
	言語聴覚・摂食嚥下機能学特殊演習	2	60	1	
	言語聴覚・摂食嚥下機能学特殊研究	6	180	1～3	
福祉人間工学	コミュニケーション科学特殊講義	2	30	1	必修選択
	高次脳機能学特殊演習	2	60	1	
	高次脳機能学特殊研究	6	180	1～3	
地域・国際保健福祉学	福祉人間工学特殊講義	2	30	1	必修選択
	福祉人間工学特殊演習	2	60	1	
	福祉人間工学特殊研究	6	180	1～3	
地域・国際保健福祉学	地域・国際保健福祉学特殊講義	2	30	1	必修選択
	地域・国際保健福祉学特殊演習	2	60	1	
	地域・国際保健福祉学特殊研究	6	180	1～3	

(2) 修業年限

博士後期課程の標準修業年限は3年で、最長在学年限は6年である。ただし、長期履修生として履修期間の延長が認められた場合の修業年限は4年～6年で、最長在学年限は修業年限の2倍とする。

(3) 修了要件

- 1) 3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。
- 2) 優れた研究業績を上げた者は、本大学院に1年（在学期間が2年未満で修士課程を修了した場合は3年からその在学期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。なお、優れた業績の判断は、別に定める。
- 3) 所定の年限以上在学し、所定の単位を修得しても、期限までに博士論文を提出できない場合は、希望により退学することができる。この場合、「単位取得後退学」となる。
- 4) 博士後期課程を修了した者には「博士（保健学）」の学位を与える。

(4) 単位の認定

- 1) 本大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対して、学期末または学

年末に試験を行い、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2) 特殊研究については、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる。
- 3) 試験の成績は、別に定める基準による。

(5) 博士論文の提出

- 1) 特殊研究において、主研究指導教員のもとで研究指導を受け、別に定める期限までに博士論文を提出し、審査を受けなければならない。
- 2) 期限までに博士論文を提出できない場合は、主研究指導教員の判断（特殊研究の評価）により、退学または留年となる。
- 3) 博士論文の審査および最終試験の合否判定は、原則として在学中に完了しなければならない。
- 4) 所定の年限以上在学し、所定の単位を修得しても、博士論文の審査および最終試験に合格しない場合は、本人の希望または主研究指導教員の判断により、退学または留年となる。留年の場合、特殊研究の評価は不合格となる。
- 5) 「単位取得後退学」した場合、退学後1年以内であれば博士論文を提出し、審査を受けることができる。ただし、研究生として在学して、1年以内に審査および最終試験の合否判定を完了しなければならない。